

平成28年度 札幌市建築物耐震化補助制度のご案内

札幌市では、学校、社会福祉施設、医療施設、共同住宅、ホテル、店舗、収容避難場所、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物などの耐震化事業にかかる費用の一部を補助しています。

平成28年より、単年度事業に加えて、複数年にわたる事業についても補助対象としました（予備調査・耐震診断は除く）。

また、専門家による診断方法や建築士の選定などに関する無料相談窓口を設けています。

※このパンフレットは、要緊急安全確認大規模建築物以外の補助対象建築物のご案内です。

要緊急安全確認大規模建築物については、直接、お問い合わせください。

補助率と補助限度額

事業名	予備調査	耐震診断	耐震設計 建替設計	耐震改修工事 建替工事
補助対象費用 に対する 補助率	2/3	2/3	2/3	23%
限度額	12万円	150万円	500万円	3500万円

申込みの受付期間と完了期限

予備調査：平成28年5月11日（水）から平成28年12月16日（金）
耐震診断

その他：平成28年5月11日（水）から平成29年1月31日（火）

※申込み総数が予定額に達した段階で受付を締め切りますので、あらかじめご了承ください。

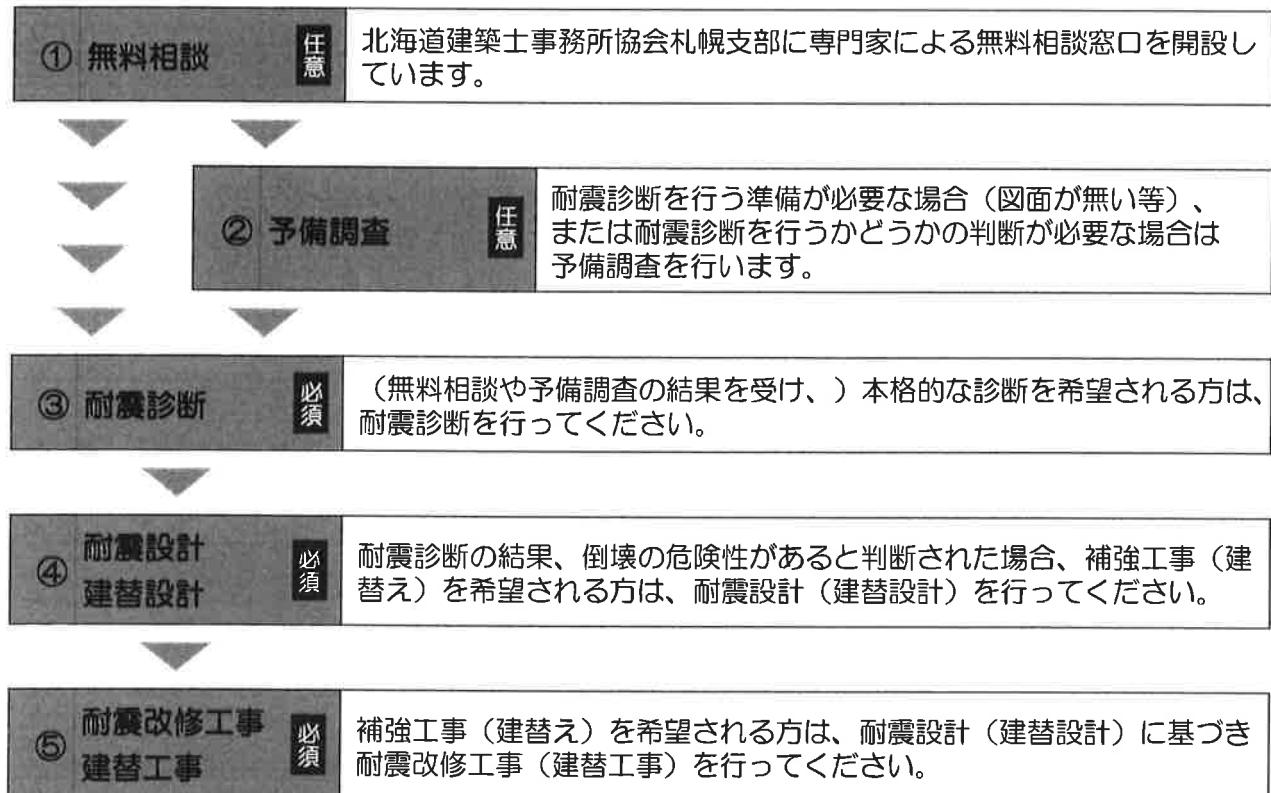
※申込まれた事業は、平成29年2月28日（火）までに完了報告を行う必要があります。

※年度をまたぐ事業では、申請期間が上記によらない場合があります。補助申請などの複数年事業の手続きについては、直接、お問合せください。【問合せ先：裏表紙】

SAPP_RO

建築物の耐震化のながれ

建物の耐震化を進めるには、大きく以下のような流れになり、②～⑤の事業について、この補助事業を活用することができます。



※④、⑤の事業は、地震に対して安全な構造の建築物となるような工事(についての設計)であることが補助対象の要件となります。(原則、工事前の建築物と同一敷地内での工事に限る。)

無料相談窓口

専門家が耐震診断方法や建築士選定等に関する相談に対応します。

窓口開設期間	平成28年5月13日(金)～平成29年3月24日(金) 毎週金曜日13時～16時(ただし、祝日、年末年始は除く)
窓口開設場所	一般社団法人 北海道建築士事務所協会 札幌支部 〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目大五ビル6階 電話 011-232-2424 [要予約]
対象建築物	原則、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建築物 ただし、収容避難場所の場合は木造も可
申込み方法	必ず、事前に電話予約してください。
持参するもの	建築物の概要がわかる図面、建築確認済証など建築年次がわかる書類など。

申込みできる方

- 補助対象の建築物を所有する方(法人にあってはその代表者)

ただし、区分所有建築物・共有建築物の場合は、所有者を代表する者、市民集会施設(※)の場合は、当該施設を管理する団体の代表者となります。

(※)町内会館など、専ら地域住民の集会のために利用されている施設のうち、収容避難場所として位置付けられているもの。

補助事業の要件

補助対象となる建築物

◆共通要件

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法に基づく確認を受けて工事に着工したもの、かつ、同法に基づく検査済証の交付を受けたものであること。
※構造等について大臣認定や財団法人日本建築センター等の評定を受けたものは除きます。
- (2) 札幌市内にある建築物で、その用途、階数、延べ面積がアページ表のいずれかに該当すること。
- (3) 原則として、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること。
※この要件は収容避難場所に対しては適用しません。
- (4) 建物の各種図面、調査や診断の報告書など、耐震診断などの対象事業の実施に必要なものとして建築士事務所が指定する図書などがあること、又は、準備できること。
- (5) 収容避難場所にあっては、札幌市地域防災計画に位置付けられているもので、耐震診断などの対象事業の実施を市長が認めたもの。

◆個別要件

【耐震設計・建替設計】

- (1) 専門機関の判定を受けた耐震診断の結果、大地震の際に倒壊等の危険性があると判断されたもの。

【耐震改修工事・建替工事】

- (1) 専門機関の判定を受けた耐震診断の結果、大地震の際に倒壊等の危険性があると判断されたもの。
- (2) 地震に対して安全な構造となるよう、耐震改修などを行うよう勧告を受けたもの。
- (4) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物にあっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に定める建築物であること。
- (5) 収容避難場所にあっては、
 - ①工事の実施後、10年以上収容避難場所として活用されるもの。
 - ②災害時に速やかに収容避難場所として開設可能となる措置が講じられているもの。

補助対象となる事業

【予備調査・耐震診断・耐震設計】

- (1) 専門機関による判定等を受け、それぞれ精査確認報告書、判定書、評定書の交付を受けるもの。

【耐震改修工事】

- (1) 専門機関の評定を受けた耐震設計に基づき、建設業法第2条第3項に規定する建設業者が行うもの（工事監理を含む）。

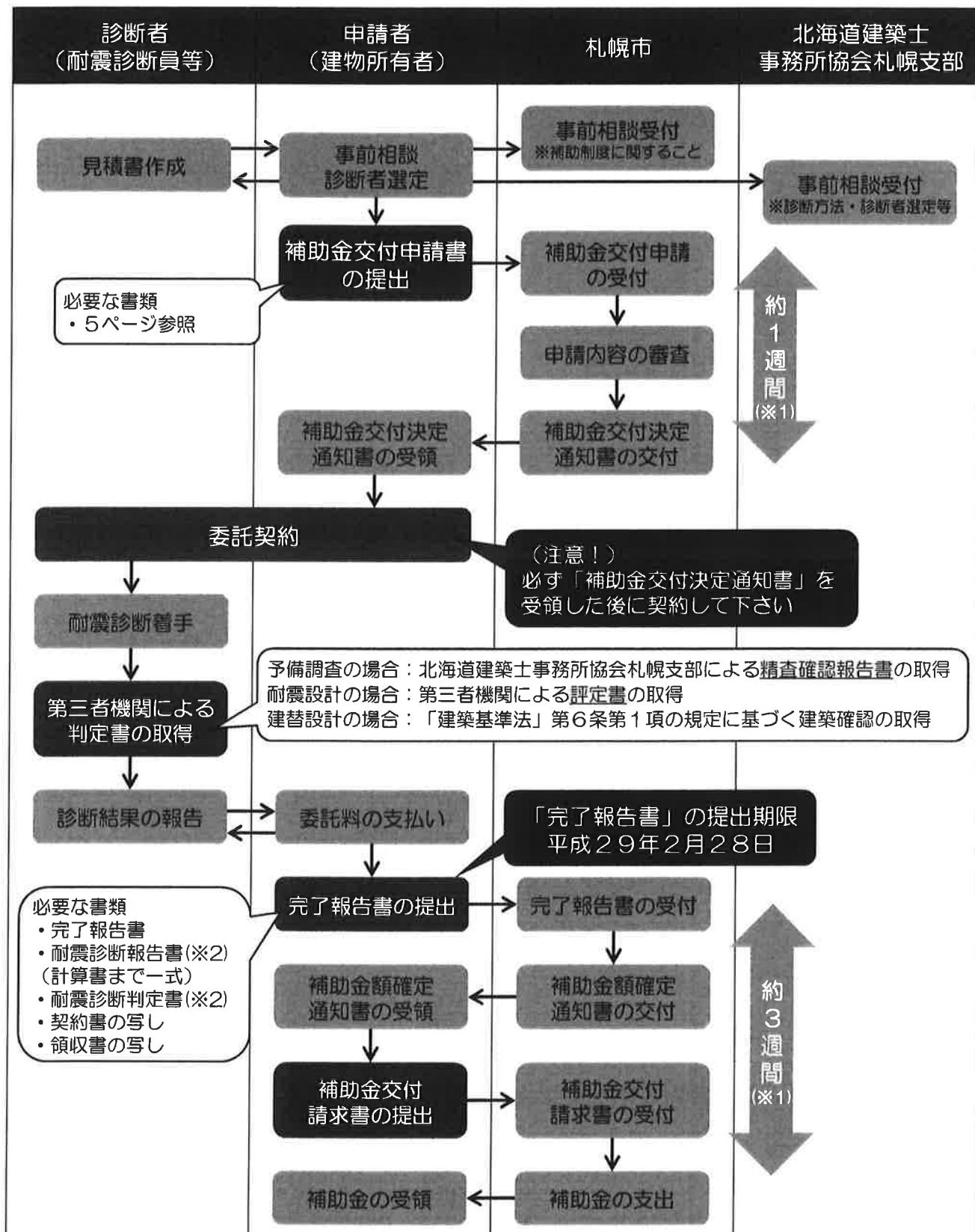
【建替設計・建替工事】

- (1) 専門機関の判定を受けた耐震診断に基づいた耐震改修計画の概要書から、耐震改修工事にかかる費用を算出できるもの。
- (2) 建替設計にあっては、建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の交付を受けるもの。
- (3) 建替工事にあっては、(2)の建替設計に基づき建設業法第2条第3項に規定する建設業者が行い、建築基準法第7条第5項の検査済証の交付を受けるもの（工事監理を含む）。
- (4) 原則、工事前の建築物と同じ用途、同程度の規模、同一敷地内での工事（についての設計）。

補助事業の手続きの流れ

◆予備調査・耐震診断・耐震設計・建替設計

この補助を活用し、耐震診断を行う手続きの流れは、以下のとおりです。予備調査・耐震設計・建替設計も同様の流れになります。

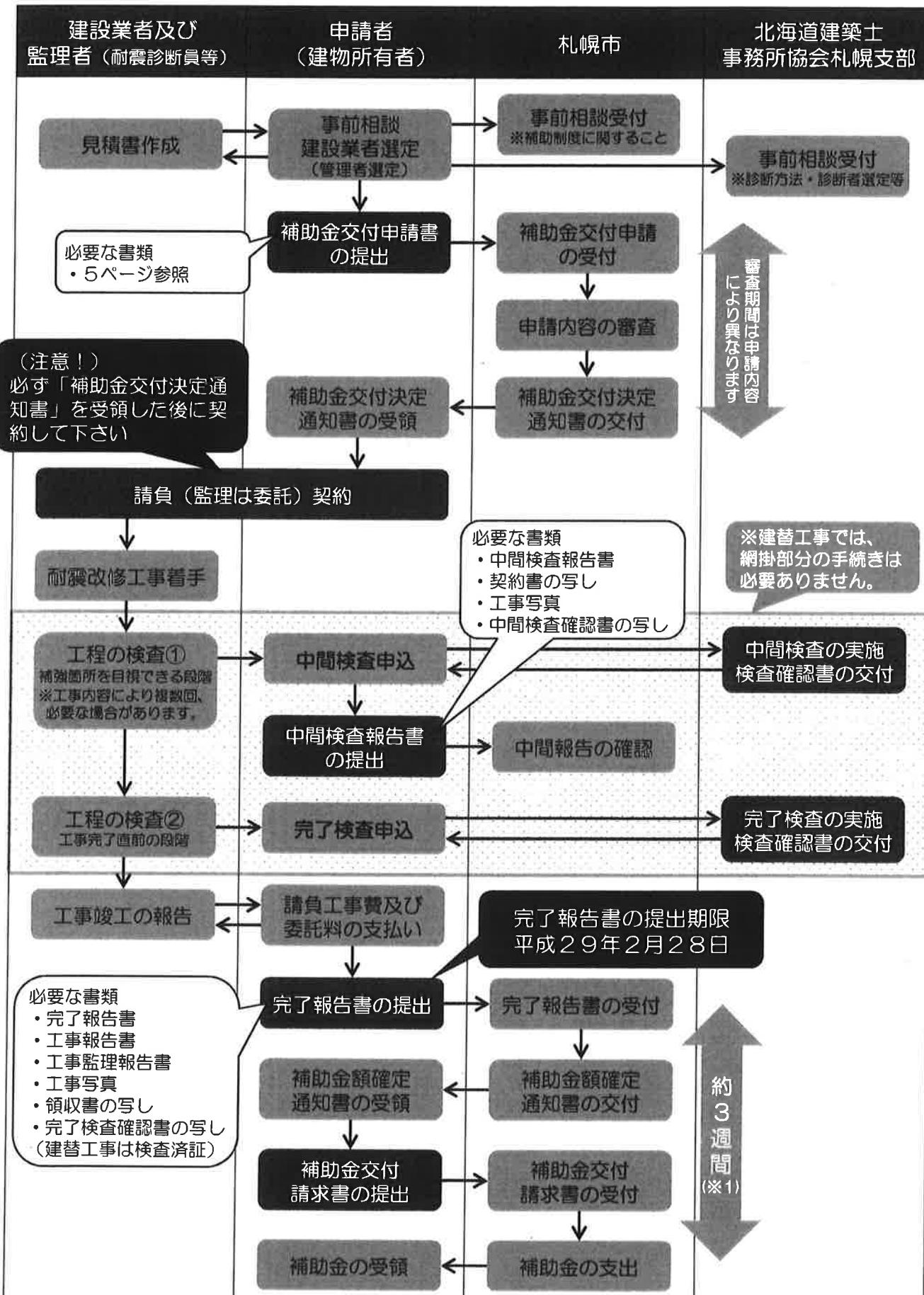


(※1) 補助金交付申請書の提出から交付決定通知書の交付、完了報告書の提出から補助金受領までの期間は、提出書類に不備が無い場合の目安となりますのでご注意ください。

(※2) 予備調査の場合は、予備調査の報告書と精査確認報告書の写し
耐震設計の場合は、耐震改修計画書（図面、計算書を含む）と耐震設計評定書の写し
建替設計の場合は、建替図面と建替後の建築物の検査済証の写し

◆耐震改修工事・建替工事

この補助を活用し、耐震改修工事を行う手続きの流れは、以下のとおりです。建替工事の場合は、中間検査及び完了検査の実施が不要となります。



補助金交付申請 必要書類一覧

補助金交付申請時にご提出いただぐ書類は、下表のとおりです。

No	対象建築物	補助金交付申請時に必要な書類	補助を活用する対象事業					
			予備調査	耐震診断	耐震設計	建替設計	耐震改修	建替工事
1	共通	補助金交付申請書【札幌市様式第1号】	○	○	○	○	○	○
2	共通	補助金申請額算出書【札幌市様式第1号の1】	○	○	○	○	○	○
3	共通	検査済証の写し（本市、指定確認検査機関の証明書でも可）	○	◎	◎	◎	◎	◎
4 (※1)	共通	建築物の登記事項証明書	○	○	○	○	○	○
5 (※1)	共通	・個人申請者：住民票 ・法人申請者：法人の登記事項証明書（現在事項全部証明）	○	○	○	○	○	○
6	共通	補助金振込口座確認書【札幌市様式第1号の2】	○	○	○	○	○	○
7	共通	預金通帳等の写し（口座番号や名義等がわかるもの）	○	○	○	○	○	○
8	市民集会施設	申出書【札幌市様式第1号の3】	○	○	○	○	○	○
9 (※2)		No.8の合意についての集会等の議事録等の写し	○	○	○	○	○	○
10	区分所有共有建築物	申出書【札幌市様式第1号の3】	○	○	○	○	○	○
11 (※2)		No.10の合意についての集会等の議事録等の写し	○	○	○	○	○	○
12	収容避難場所	工事後の建築物について、次を保証する誓約書 ①工事後、10年以上収容避難場所として活用されること。 ②災害時に速やかに収容避難場所として開設可能となる措置が講じられていること。	—	—	—	—	○	○
13		災害時に速やかに収容避難場所が開設可能となる人員配備体制が確認できる書類の写し	—	—	—	—	○	○
14	共通	事業計画書の写し	○	○	○	○	○	○
15	共通	工程表	—	—	—	—	○	○
16 (※3)	共通	対象事業に要する費用の見積書の写し	○	○	○	○	○	○
17	共通	対象事業を行う建築士について、次を証明する書類の写し ①一級建築士であること ②建築士事務所に所属していること ③②の事務所が事務所登録を受けていること	△	△	△	△	△	△
18		建築士が、耐震診断資格者であることを証する書類の写し	△	△	△	—	△	—
19	共通	建設業者が、建設業許可を受けたことを証する書類の写し	—	—	—	—	○	○
20 (※4)	共通	建築物の既存図面	○	○	○	○	○	○
21	共通	建築物の現況写真（外観2面以上、カラー、L判程度）	○	○	○	○	○	○
22	共通	耐震診断報告書及び耐震診断判定書の写し	—	—	◎	◎	—	—
23	共通	耐震設計報告書及び耐震設計評定書の写し	—	—	—	—	◎	—
24 (※4)	共通	耐震改修工事図面	—	—	—	—	◎	—
25	共通	耐震診断結果に基づく耐震改修計画の概要書	—	—	—	○	—	◎
26	共通	No.23に基づく耐震改修工事に要する費用の見積書	—	—	—	○	—	○
27	共通	建替え後の建築物に係る確認済証の写し	—	—	—	—	—	◎
28 (※4)	共通	建替え後の建築物の工事図面	—	—	—	—	—	◎

○：提出が必須の資料です。 △：耐震診断員（予備調査員）の場合は提出不要です。

◎：過去に本補助事業を活用した際に提出済みで、当時から変更がない場合は提出不要です。

◆申請書等の提出にあたっての注意事項

申請者や耐震診断等を行う建築物によっては、必要書類一覧の書類以外に別途資料の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承願います。

※1 住民票・登記事項証明書は、発行から3ヶ月以内のものとします（写しでの提出可）。

※2 議事録等は、発行から6ヶ月以内のものとします。

※3 見積書は、①事業を行う建築士事務所・施工業者が発行し、代表印が押印されているもの、
②事業計画書（工事図面）に記載された項目の積算内訳が明記されたもの、
③補助対象部分とそれ以外の部分の金額が明確に分けられているものとします。

※4 図面は、位置図、配置図、各階平面図、立面図、面積表とします。

・各図面に補助対象の部分を明記すること。

・工事図面には、耐震改修を行うにあたって必要な図面（設備図、外構図など）も含みます。

申請書や各報告書の様式は、札幌市建築指導部のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/index.html>

補助金の交付額の算出方法

補助金の交付額は、下表の(A×B)または(C)のいずれか小さい額となります。

① 対象事業にかかる費用（消費税相当額は除く）

② 耐震診断の結果に基づき算出した耐震改修工事相当額

③ 工事前の延べ面積に50,300円（共同住宅は49,300円）を乗じた額

事業	A.補助対象費用	B.補助率	C.補助限度額	備考
予備調査	①	2/3	1棟当たり 12万円	
耐震診断			1棟当たり 150万円	
耐震設計			1棟当たり 500万円	
建替設計	①または(②×11.11%) のいずれか小さい額	23%	1件当たり 3,500万円	工事監理費用 を含みます。
耐震改修工事	①または③の いずれか小さい額			
建替工事	①、②、③の いずれか小さい額			工事監理費用、除却工 事費用を含みます。

補助対象となる事業を行うことができる者

この補助の対象となる事業を行うことができるるのは、次に該当する者に限ります。

【予備調査・耐震診断・耐震設計・耐震改修工事監理】

- 次の①または②のいずれかに該当する者。

①	札幌市建築物耐震診断等補助事業の従事者として所定の講習会を受講し、名簿に登録された耐震診断員（予備調査の場合は予備調査員）
②	建築士事務所に所属する1級建築士であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項に規定する耐震診断資格者（対象となる建築物の構造と同じ構造種別の耐震診断資格者であること）

【建替設計・建替工事監理】

- 建築士事務所に所属する1級建築士。

建築物の耐震化の必要性

建築物の耐震基準の改正は、大地震による災害を教訓として行われてきており、現行の耐震基準（いわゆる「新耐震基準」）の原形は、昭和53年（1978年）に発生した宮城県沖地震を契機として整備され、昭和56年（1981年）6月から施行されています。

現行の耐震基準は、大地震が発生した場合であっても、人命に影響を及ぼすような建築物の倒壊を防ぐことを目指していますが、昭和56年5月以前に建てられた建築物は、震度5弱程度の地震を前提として設計されていることから、大地震が発生した場合の建築物の安全性について評価（耐震診断）し、その結果に応じて補強（耐震改修）することが、地震による被害を減らすために必要となります。

一 補助対象となる建築物の用途・規模の一覧表 一

建築物の種類	用途	階数	延べ面積	
			工事以外	工事
学校施設	幼稚園	2以上	(要件なし)	500m ² 以上
	小学校、中学校	2以上		1,000m ² 以上
	高等学校	3以上		1,000m ² 以上
児童福祉施設	保育所(※1)	2以上	(要件なし)	500m ² 以上
	児童養護施設、母子生活支援施設など			1,000m ² 以上
老人福祉施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホームなど	2以上	(要件なし)	1,000m ² 以上
障がい者福祉施設	身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設	2以上		(要件なし)
医療施設	病院、診療所(入院施設を有するもの)	3以上		1,000m ² 以上
共同住宅	分譲共同住宅、賃貸共同住宅	3以上		1,000m ² 以上
不特定多数の者が利用する施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場			
	遊技場、カフェ、バー、飲食店、公衆浴場など			
	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	3以上		1,000m ² 以上
	旅館又はホテル			
	ボーリング場、スキー場、水泳場、スポーツの練習場など			
地震時に通行を確保すべき道路(※2)沿道の建築物		3以上		1,000m ² 以上
収容避難場所		(要件なし)		(要件なし)

(※1) 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき認可された施設に限る。

(※2) 地震発生直後から発生する緊急輸送等のために必要な道路で、札幌市内では国道全線、主要な道道や市道が位置付けられています。道路の指定状況については、お問い合わせください。

(※3) 要緊急安全確認大規模建築物は、上記によらない場合があります。別途お問い合わせ下さい。

<補助事業のお問い合わせ>

札幌市都市局建築指導部建築安全推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階

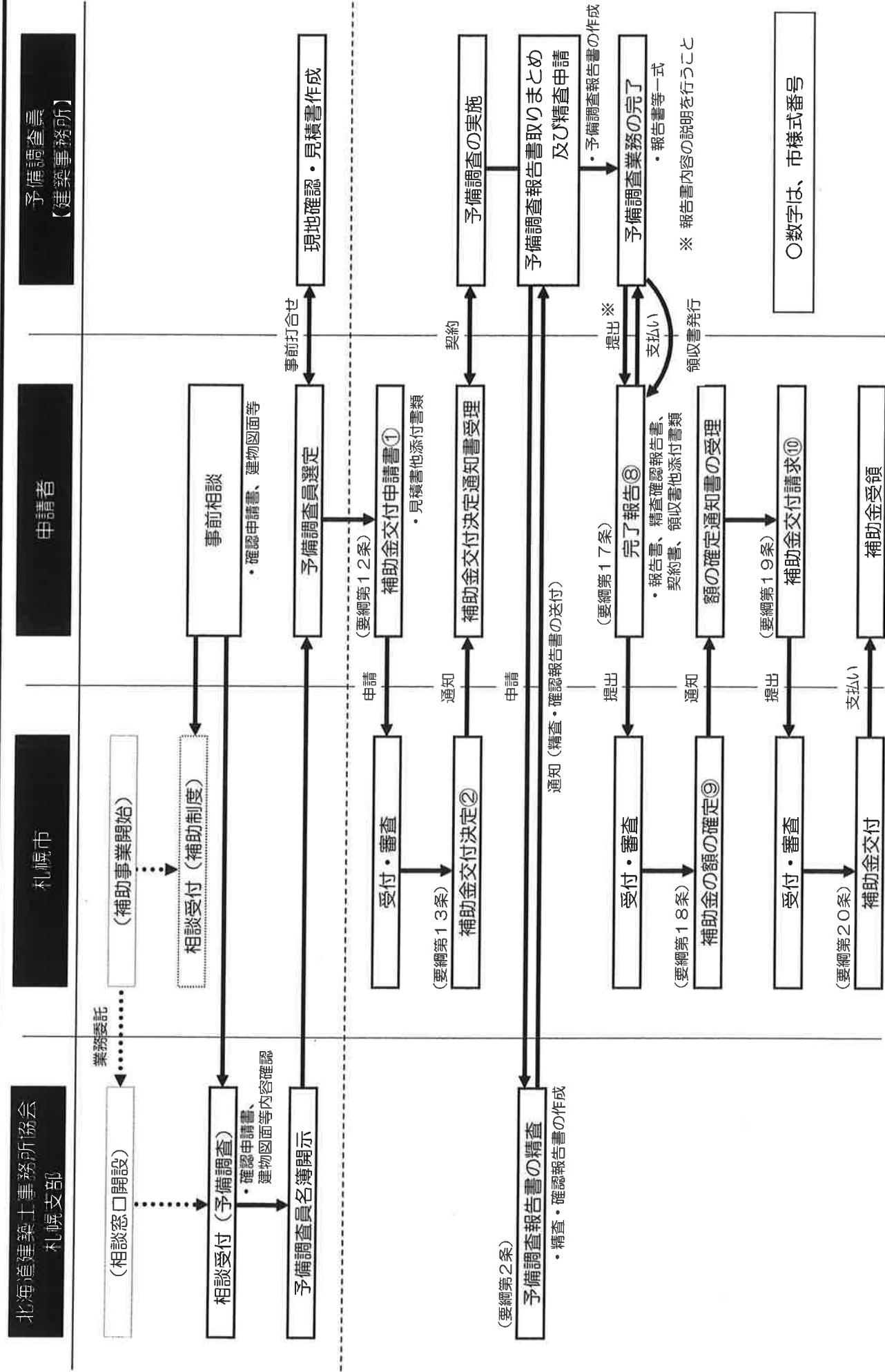
電話 011-211-2867

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/index.html>

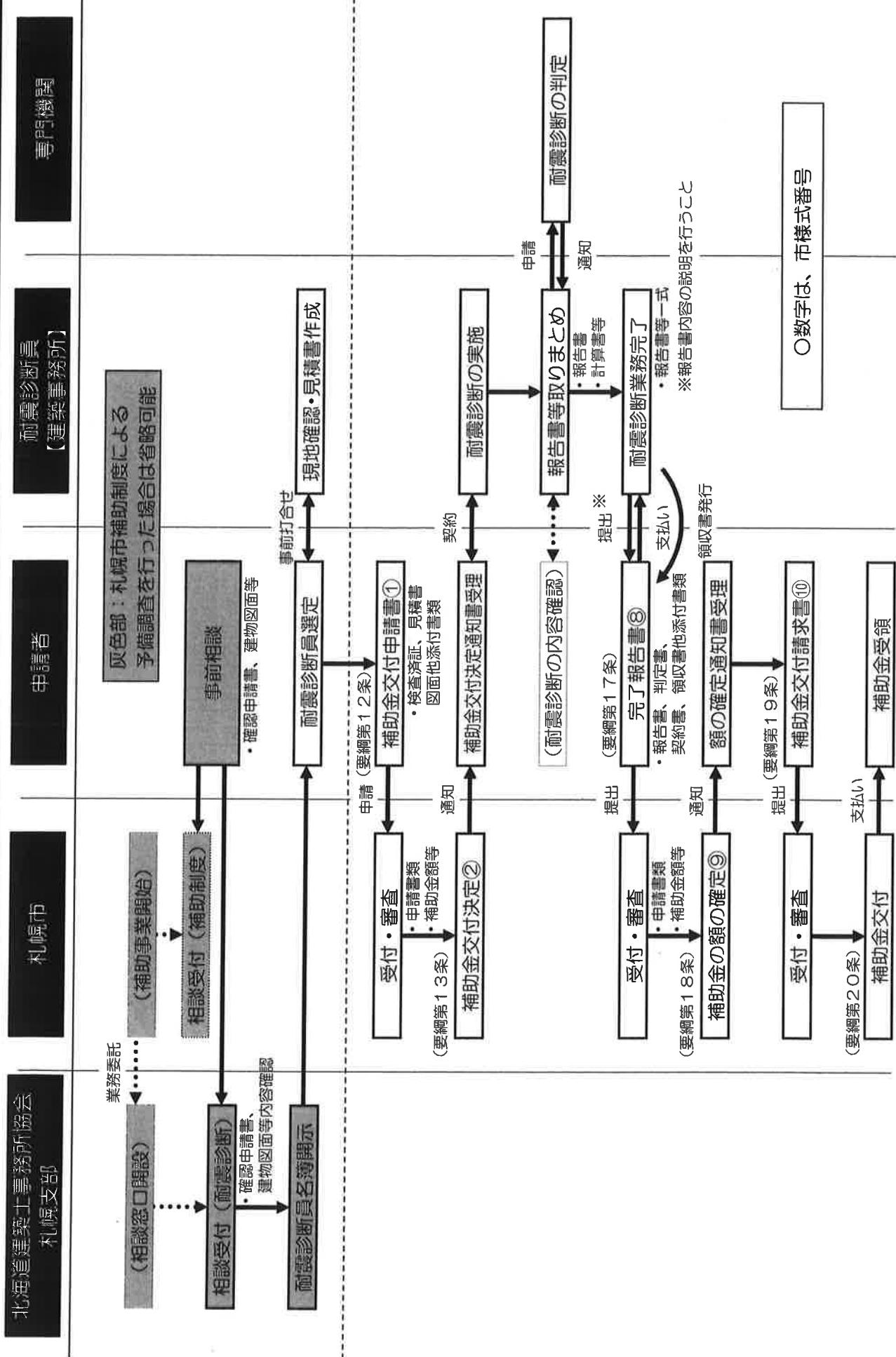


さっぽろ市
02-M03-16-575
28-2-423

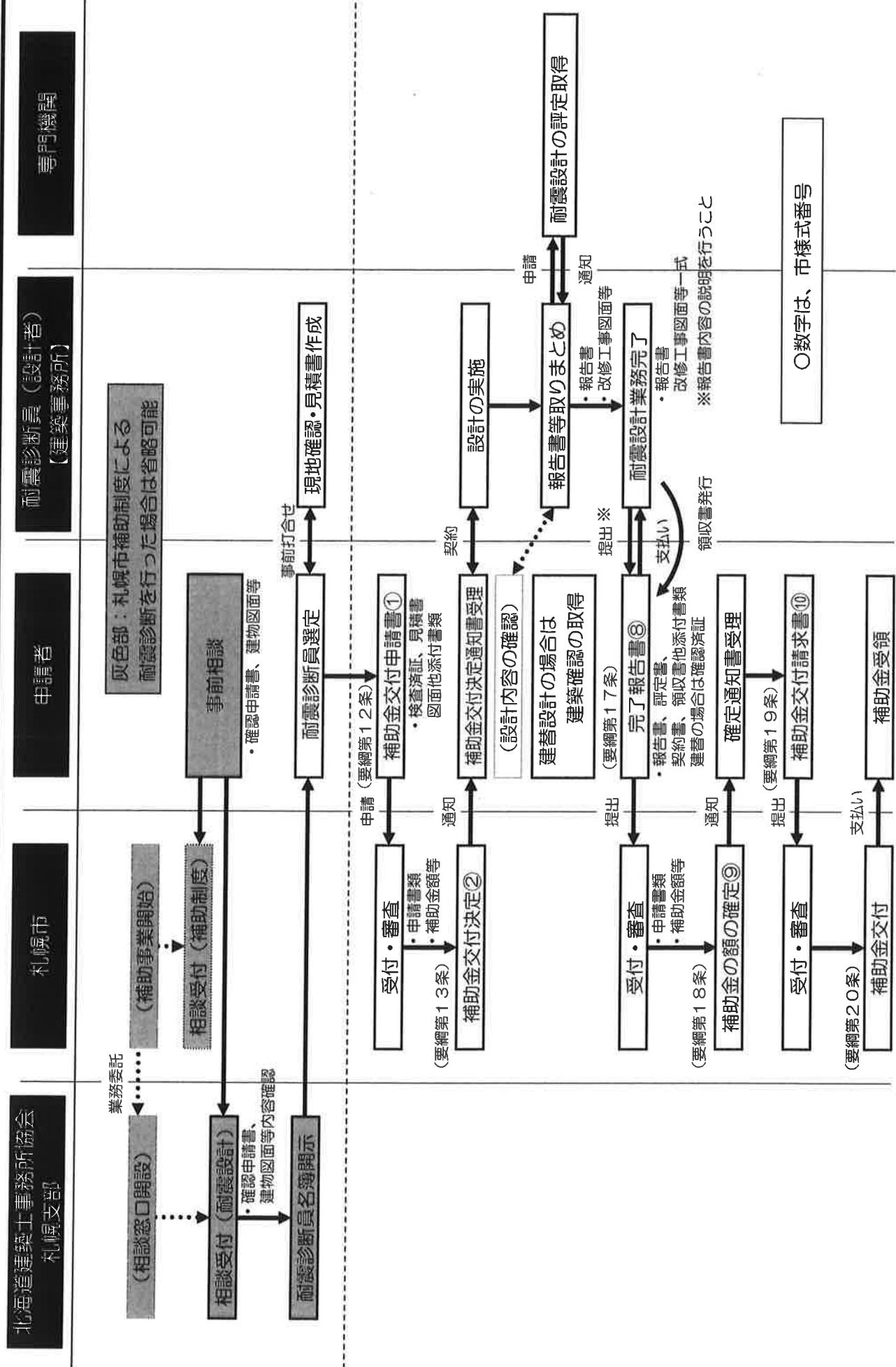
一 補助制度の流れ（民間建築物の予備調査）



一 補助制度の流れ（民間建築物の耐震診断）一



— 補助制度の流れ（民間建築物の耐震設計・建替設計） —



一 補助制度の流れ（民間建築物の耐震改修工事・建替工事）

